

第31回 経営協議会議事要旨

日 時	場 所	欠 席 者	陪 席 者
平成23年6月20日(月)13時30分～	大学本部4階 大会議室	学外委員 3名	情報担当副学長 企画調整役(総務・財務担当) 常勤監事

1. 報告事項

(1) 科学研究費補助金等の獲得状況について

学術・国際・広報担当理事から、報告資料1に基づき、平成23年度における科学研究費補助金の採択状況及び近年の共同研究費等の主な外部資金の獲得状況について報告があった。

(2) 香川大学の新学部構想について

教育改革・計画担当理事から、報告資料2及び参考資料に基づき、5月31日の香川大学新学部設置に係る文部科学省への経過報告の概要について報告があり、また、本年5月の大学設置認可申請は見送り、平成25年度以降の専門学部構想での新学部設置に向けて検討することになった旨報告があった。

(3) 中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果について

教育改革・計画担当理事から、報告資料3-1～3-7に基づき、5月24日付けで通知のあった中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果について報告があった。

(4) 平成23年度計画について

教育改革・計画担当理事から、報告資料4に基づき、3月31日付けで平成23年度計画を文部科学大臣あて届け出たことについて報告があった。

(5) 本学における決算剰余金(目的積立金)の取扱いについて

企画調整役(総務・財務担当)から、報告資料5及び参考資料1～2に基づき、本学における決算剰余金(目的積立金)の今後の取扱いについて報告があった。

また、学外委員から、以下のとおり質問があった。

決算剰余金が生じた際に、法人の経営努力として認められる場合、また、そうでない場合、というのは具体的にどういうケースなのか。

(回答) 行うべき事業が実施できずに生じた執行残や、附属病院運営費交付金が措置されていて決算剰余金が生じた場合、その措置額に係る相当額などは、「法人の経営努力によるもの」とは認められず、国庫納付の対象となる。

また、外部資金獲得等による自己収入の増、附属病院収入の増、契約の見直し等による経費節減により決算剰余金が生じた場合などは、「法人の経営努力によるもの」と認められる。

なお、経営努力認定が受けられず、目的積立金として認められない剰余金は、中期目標期間後、国庫へ返納することになる。

2. 審議事項

(1) 「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律」の施行に伴う本学の給与改定の取扱いについて

学長から、東日本大震災の復興財源確保のため、6月3日に東日本大震災の復興財源確保のため、「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律」が閣議決定されたのを受けて、6月9日開催の役員会において本学の給与改定の方針について承認したので審議願いたい旨発言があった。

次いで、労務担当理事から、審議資料1に基づき、「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律」の施行に伴う本学の給与改定の取扱いについて説明があり、審議の結果、取扱いの方針について、原案を了承した。

なお、現時点では、政府の対応が不透明な状況にあるため、就業規則等の改正内容の決定等最終的な取扱いについては、学長に一任することとした。

また、学外委員から、以下のとおり意見があった。

法人化後、労使交渉できるようになったのにも拘わらず、国の方針に従わざるを得ないということになると、事実上、法人に自由はない。これで法人経営が成り立つのか。

(2) 平成22事業年度に係る業務の実績に関する報告書について

学長から、国立大学法人法第35条の規定により毎年6月末までに国立大学法人評価委員会に提出し、評価を受けることとされている平成22事業年度に係る業務の実績に関する報告書について、6月9日開催の役員会において、同報告書(案)を策定したので、審議願いたい旨発言があった。

次いで、教育改革・計画担当理事から、審議資料2に基づき、同報告書(案)について説明があり、審議の結果、原案を了承し、今後、軽微な修正等を行う場合の取扱いについては、学長に一任することとした。

なお、同理事から、意見等があれば、6月22日までに寄せてほしい旨発言があった。

(3) 平成22事業年度決算について

学長から、国立大学法人法第35条の規定により毎年6月末までに文部科学大臣に提出し承認を受けることとされている年次決算(財務諸表等)について、6月9日開催の役員会において、平成22事業年度財務諸表(案)等を作成したので、審議願いたい旨発言があった。

次いで、企画調整役(総務・財務担当)から、審議資料3-1~3-4及び参考資料に基づき、平成22事業年度決算の概要、平成22事業年度財務諸表(案)、平成22事業年度事業報告書(案)及び平成22事業年度決算報告書(案)について説明があり、審議の結果、原案を承認した。

また、学外委員から、以下のとおり質問があった。

積立金と教育研究環境整備積立金(目的積立金)の違いは。

(回答)積立金は、国立大学法人会計基準に従って会計処理を行うことにより生じる現金の裏付けのない帳簿上の観念的な利益であり、教育研究環境整備積立金(目的積立金)は、経営努力により生じた現金の裏付けのある決算剰余金で、文部科学大臣の承認を受ければ翌事業年度以降、目的積立金として使用することができる。

(4) 平成24年度概算要求について

学長から、平成24年度の概算要求にあたり、学内関係部局への要求事項に係るヒアリング等を経て、6月9日開催の役員会において、平成24年度概算要求事項(案)を決定したので、審議願いたい旨発言があった。

次いで、企画調整役(総務・財務担当)から、審議資料4及び参考資料1~2に基づき、学部・大学院等組織整備計画及び特別経費の要求事項等について、また、教育改革・計画担当理

事から施設整備費等の要求事項等について説明があった。

審議の結果、原案を了承し、今後、軽微な修正等が必要となった場合の取扱いについては、学長に一任することとした。

3. その他

(1) 法科大学院平成23年新司法試験の受験状況について

教育担当理事から、資料1に基づき、本年5月に実施された平成23年新司法試験の受験状況及び法務省が6月2日に公表した短答式試験結果について報告があった。

閉会 15時15分